

平成30年度 旅行商品造成促進（パンフレット作成）支援事業実施要領

一般社団法人 広島県観光連盟

1 事業の目的及び内容

この事業は、観光客の増加を目的として、旅行業法及び同法施行規則の規定による第一種旅行業または第二種旅行業の登録を受けている国内の旅行会社が、企画作成する広島県への送客を目的とした募集型企画旅行のパンフレット作成費の一部を助成するものである。

2 助成要件

以下の要件を満たし、事前に広島県観光連盟会長（以下「会長」という。）に助成金を申請し、会長が承認した旅行商品（パーソナル型）を対象とする。

- (1) 旅行商品の募集の為に印刷される6ページ以上の4色刷りの冊子（紙媒体）とする。広島県単独のパンフレットに限らず、中国四国地区の総合パンフレットも対象とする。
- (2) 広島県内の宿泊施設での宿泊を伴う広島県外からの旅行商品であること。
- (3) 2019年4月から9月出発を対象とする当該旅行商品にかかるパンフレットを1万部以上印刷・発行すること。
- (4) パンフレット設置・販売箇所が広島県以外の4都道府県以上あること。

3 助成対象経費、助成金額及び助成限度額

パンフレットの作成経費を対象として、会長が事前に承認した広島県の観光情報（旅行商品の案内及び旅館・ホテルの案内については対象外とする。）を掲載するページに対して、以下のとおり助成する。但し、1事業所につき2商品までとする。

但し、観光情報掲載ページが1ページに満たない場合は、1ページ当たりの助成金額に、1ページ分の面積に対する観光情報掲載部分の面積の割合を乗じた金額（1,000円未満切り捨て）とする。

パンフレット作製部数	1ページ当たりの助成金額	助成限度額
10,000～19,999部	30,000円	1商品の限度額 作成経費総額の2分の1 1造成事業所の限度額 40万円
20,000～39,999部	50,000円	
40,000～59,999部	70,000円	
60,000～79,999部	100,000円	
80,000～99,999部	130,000円	
100,000部以上	180,000円	

尚、今年度はのりもの観光情報データを作成（CDあり）することからのりもの観光情報掲載の場合、上記助成金額に加え、次のように上乗せすることとする。

助成金額	50,000円
------	---------

*のりもの観光情報のパンフレット掲載スペースは1/3ページ。

*のりもの観光情報の詳細については、別途案内する。

また、WEB商品販売において、広島県の宿泊を伴う商品を自社サイトに掲載している場合に限り、のりもの観光情報を掲出の場合、助成することとする。

助成金額	30,000 円
------	----------

但し、紙媒体で申請した者が同時にWEB販売を行い、のりもの情報を掲出する場合の助成は受け付けない。

4 助成手続き

助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする。
(書面で申請順に審査し、助成を決定する。)

5 募集・交付の手続き

(1) 対象者(旅行会社)が助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(第1号様式)を次の受付期間内に会長に提出する。

受付期間：平成30年12月3日(月)～平成31年1月31日(木)

(2) 交付決定

会長は、旅行会社より助成金交付申請書の提出があったときは、速やかに内容を確認のうえ、対象者に連絡する。

(3) 実績報告

- 申請者は、対象となるパンフレット(WEB画面)等の作成が完了した日から起算して30日を経過する日までに、実績報告書(第2号様式)、請求書(第3号様式)、作成したパンフレット(WEB画面カラーコピー)又はカタログ等、パンフレット作成費の請求書の写し(紙媒体の場合)を広島県観光連盟に提出する。

● 6 助成対象者の義務

➤ この助成の交付決定を受けた場合は、次の条件に留意すること。

- (1) 助成対象商品における送客実績(人泊・前年比など)を報告すること。
- (2) 助成事業の内容の変更をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (3) 助成事業を中止する場合においては、会長の承認を受けること。

7 書類の提出先・問合せ先

各提出書類は、持参又は郵送すること。(当日消印有効)

一般社団法人 広島県観光連盟 事業グループ 沖本
住 所：〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル8階
電 話：082-221-6516
FAX：082-222-6768
E-mail：s-okimoto@kanko-hiroshima.or.jp